

解体工事に係る競争入札参加資格登録申請について

平成30年10月
福岡市財政局契約課

平成28年6月1日に改正建設業法が施行され、解体工事業を営む場合は、新設された「解体工事業」の許可が必要となりました。

経過措置として、施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けている場合は、引き続き3年間は解体工事業の許可を受けずに解体工事業を施工することが可能となっています。

上記経過措置が平成31年5月31日をもって満了することから、福岡市では平成31・32・33年度競争入札参加資格登録より、解体工事に係る登録申請を以下のとおり変更しますので、登録申請の際には十分ご注意ください。お願い申し上げます。

【～平成28・29・30年度】	登録申請	【平成31・32・33年度～】	登録申請
とび・土工工事業 (経過措置適用)	○ (可)	とび・土工工事業	× (不可)
解体工事業	○ (可)	解体工事業	○ (可)

平成31・32・33年度の解体工事業の競争入札参加資格の登録を希望する場合には、**①「解体工事業」の許可**、**②「解体」の経営事項審査**を受けていただく必要があります。

平成31・32・33年度の登録申請の受付は、平成31年2月頃開始を予定しています。解体工事業の競争入札参加資格の登録を希望される方は、「解体工事業」の建設業の許可と「解体」の経営事項審査を、登録申請の受付に間に合うように必ず受けてください。

※「とび・土工工事業」の建設業許可、「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の経営事項審査では、解体工事業の登録申請を受付できません。



建設業法の改正については、国土交通省のHPをご確認ください。

URL : http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000124.html

【問い合わせ】

福岡市財政局財政部契約課契約第1係

TEL : 092-711-4184 FAX : 092-733-5442